**新 規 加 入 方 法**

１．一般的な新規加入方法

　　□　引き受けようとする出資口数により加入申請を行う。

　　□　手続き方法

　　　　１．福島県建築設計協同組合加入申込書

　　　添付資料・・・　①　事務所登録及び技術者名簿

　　　　　　　　　　　②　公共工事設計業務実績表

　　　　２．推薦書

|  |  |
| --- | --- |
| 新規加入時の負担額  （ 組合への払い込み額） | ■出資一口の金額：　　　　１万円 |
| ■加入金：　　　　　　　４０万円 |
| ■入会金： １０万円 |
| ■平等賦課金：　入会の月より月割り額 |

　　　　　　　【注】加入金は年度により変動します。

　　　　　　　【注】平等賦課金は、年額１２万円。

　　■　理事会において諾否を決する。

２．現組合員からの持分譲受による加入方法

　　□　既組合員の持分（１０口）の一部を譲受けて加入申請を行う。

　　□　手続き方法

　　　　１．持分譲渡承認願　・・・　中小企業等協同組合法第１７条

　　　　　　　譲渡人（既組合員）と譲受人（新規加入希望者）連名

　　　　２．持分譲受けによる加入申込書

　　　　　　　新規加入希望者

　　　　　　　添付資料・・・　①　事務所登録及び技術者名簿

　　　　　　　　　　　　　　　②　公共工事設計業務実績表

　　　　３．推薦書

|  |  |
| --- | --- |
| 新規加入時の負担額  （ 組合への払い込み額 ） | ■入会金：　　　　　　１０万円 |
| ■平等賦課金：　入会の月より月割り額 |

　　　　　　　【注】出資金額及び加入金は、譲渡人（既組合員）へ支払う。

　　　　　　　【注】平等賦課金は、年額１２万円。

　　■　理事会において諾否を決する。